

積立金管理業務規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
 - 第2章 積立金管理業務を行う時間及び休日に関する事項（第5条）
 - 第3章 積立金管理業務を行う事務所に関する事項（第6条）
 - 第4章 積立金管理業務の実施方法に関する事項
 - 第1節 F I P 認定事業の積立金算定（第7条—第12条）
 - 第2節 F I T 認定事業の積立金算定（第13条—第18条）
 - 第5章 積立金管理業務の実施方法（取戻し）に関する事項（第19条—第23条）
 - 第6章 積立金管理業務の実施方法（その他）に関する事項（第24条—第28条）
 - 第7章 解体等積立金の運用の方法に関する事項（第29条—第32条）
 - 第8章 積立金管理業務に関する秘密の保持に関する事項（第33条—第36条）
 - 第9章 積立金管理業務に関する公正の確保に関する事項（第37条—第38条）
 - 第10章 積立金管理業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項（第39条—第40条）
 - 第11章 その他積立金管理業務に関し必要な事項（第41条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「法」という。）第15条の14の規定により、法第15条の13の規定により行う本機関に積み立てられた解体等積立金の管理に関する業務（以下「積立金管理業務」という。）の実施に関する基本的事項を定め、もって積立金管理業務の公正かつ適切な運営を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 本機関は、法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。）並びにこれに基づく命令、通知によるほか、この規程に従い、公正かつ適切に積立金管理業務を実施する。

（用語）

第3条 本規程で使用する用語は、本規程に特に定めるもののほか、法及び本機関の業務規程において使用する用語の例による。

2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

一 「解体等」とは、再生可能エネルギー発電設備の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理をいう。

二 「解体等積立金」とは、法第15条の6第2項及び第3項の規定により、再生可

能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるために積み立てる金銭をいう。

三 「FIP 認定事業」とは、法により認定事業者（法第9条第4項の認定（第10条第1項の変更又は追加の認定を含む。）を受けた者をいう。以下同じ。）が市場取引等により供給（売電）する際に、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せする制度（FIP 制度）において、当該認定を受けた事業をいう。

四 「FIT 認定事業」とは、法に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT 制度）において、当該認定を受けた事業をいう。なお、本規程においては、一時調達契約に係る再生可能エネルギー発電事業を含む。

五 「外部積立て」とは、法第15条の6第2項及び第3項の規定により、認定事業者が解体等積立金を本機関に積み立てることをいう。

六 「内部積立て」とは、法第15条の11の規定により、法第9条第3項に規定する事項が記載された再生可能エネルギー発電事業計画について、同条第4項の認定を受けた認定事業者が、当該事項に従って、再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てることをいう。

七 「認定事業者等」とは、認定事業者又は認定事業者であった者若しくはその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、認定事業者である地位を承継する者が存しない場合には、当該法人の役員であった者を含む。）をいう。

八 「自治体等」とは、都道府県知事、市町村長その他の認定事業者等以外の者をいう。

（情報処理システム）

第4条 本機関は、効率的な業務遂行及び認定事業者その他の関係者の利便性の向上の観点から、積立金管理業務に用いる情報処理システムを具備する。

2 本機関は、情報処理システムを開発又は導入しようとする場合は、将来、法令等が変更されたとき、本規程が変更されたとき、認定事業者その他の関係者から要請があったとき等において、当該情報処理システムを柔軟に変更し、又は機能を追加できるよう、拡張性等に留意した設計を行うよう努める。

3 本機関は、情報処理システムの変更又は機能の追加に関する認定事業者その他の関係者からの要請を受け付けるとともに、要請を受けたときは、当該情報処理システムの変更又は機能の追加の要否を検討し、必要な対応を行う。

4 本機関は、本機関のウェブサイト及び情報処理システム等が、外部からの悪意ある攻撃を受けないようにするため適切なサイバーセキュリティ対策を講じる。

第2章 積立金管理業務を行う時間及び休日に関する事項

（業務時間及び休日）

第5条 積立金管理業務を行う時間は、本機関の業務規程第11条第3項及び第4項の規定による。

第3章 積立金管理業務を行う事務所に関する事項

（事務所の所在地）

第6条 積立金管理業務を行う本機関の事務所所在地は、東京都千代田区とする。

第4章 積立金管理業務の実施方法に関する事項

第1節 FIP認定事業の積立金算定

(再生可能エネルギー発電の認定情報の取得)

第7条 本機関は、解体等積立金の額を算定するため必要があるときは、経済産業省から法第9条第4条に基づき経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報を取得する。

(FIP認定事業の解体等積立金の算定に係る資料の提出)

第8条 本機関は、解体等積立金の額を算定するため、法第15条の6第3項の規定により、外部積立てにあたって、施行規則第13条の6第1項で定める期間ごとに、一般送配電事業者に対し、供給電力量その他積立金管理業務に必要な資料の提出を求める。

2 本機関は、解体等積立金の額を算定するため、1つの受電地点特定番号に複数の発電設備が紐づく設備を保有する認定事業者に対し、供給電力量の実績に係る資料の提出を求める。

(FIP認定事業の解体等積立金の算定)

第9条 本機関は、前条の規定により一般送配電事業者又は認定事業者から提出を受けた資料に基づき、解体等積立金の額の算定を行う。ただし、法第15条の11の規定により内部積立てを行うFIP認定事業を除く。

2 前項の解体等積立金の額の算定は、法第15条の7第1項に規定する方法により、これを行うものとする。

(FIP認定事業の解体等積立金の額の決定)

第10条 本機関は、前条の算定により、各認定事業者が積み立てるべき解体等積立金の額を決定する。

2 本機関は、前項で決定した各認定事業者の解体等積立金の額を経済産業大臣に報告する。

(供給促進交付金の交付に係る解体等積立金の控除)

第11条 本機関は、法第15条の11の規定により内部積立てを行うFIP認定事業を除き、法第15条の8第1項の規定により、供給促進交付金の額から、解体等積立金の額（当該供給促進交付金の額を限度とする。）を控除する。

2 前項の規定により供給促進交付金の額から控除した額は、法第15条の8第2項により、当該認定事業者が解体等積立金として本機関に積み立てたものとみなす。

3 本機関は、認定事業者ごとに解体等積立金の額及び供給促進交付金の額を算定した結果、解体等積立金の額が供給促進交付金の額を上回った場合には、認定事業者に対して不足額（解体等積立金が供給促進交付金の額を上回った額）を請求する。

(積立てられた解体等積立金の額等の通知)

第12条 本機関は、第9条第1項の決定及び前条の処理を行った場合は、各認定事業者に対し、本機関に積み立てられた解体等積立金の額その他必要な事項を電子メール

又は情報処理システムにより通知する。

第2節 FIT認定事業の積立金算定

(再生可能エネルギー発電の認定情報の取得)

第13条 本機関は、解体等積立金の額を算定するため必要があるときは、経済産業省から法第9条第4項に基づき経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報を取得する。

(FIT認定事業の解体等積立金の算定に係る資料の受付)

第14条 本機関は、法第15条の6第4項により、FIT電気買取事業者を經由して認定事業者が外部積立てをするにあたって、解体等積立金の額を算定する目的で、施行規則第13条の6第1項で定める期間ごとに、特定契約及び一時調達契約を締結しているFIT電気買取事業者（平成24年経済産業省令第46号「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」附則第11条に規定するみなし電気事業者を含む。以下同じ。）に対し、当該FIT電気買取事業者が特定契約及び一時調達契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量その他必要な事項を通知することを求めるものとする。

(FIT認定事業の解体等積立金の算定)

第15条 本機関は、前条の規定により提出を受けた各電気事業者からの資料に基づき、解体等積立金の額の算定を行うものとする。

2 前項の解体等積立金の額の算定は、法第15条の7第1項に規定する方法により、これを行うものとする。

(FIT認定事業の解体等積立金の額の決定)

第16条 本機関は、前条の算定により、各認定事業者の解体等積立金の額を決定する。

2 本機関は、前項で決定した各認定事業者の解体等積立金の額を経済産業大臣に報告する。

(調整交付金の交付に係る解体等積立金の相殺)

第17条 本機関は、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に係る調整交付金をFIT電気買取事業者に対して交付するときは、法第15条の11により内部積立てを行うFIT認定事業を除き、調整交付金の交付義務と、法第15条の6第4項及び施行規則第13条の5の規定により、FIT電気買取事業者が本機関に対して支払うべき解体等積立金の支払義務とを、対等額（当該調整交付金の額を限度とする。）で相殺するものとする。

2 本機関は、認定事業者ごとの解体等積立金の額が調整交付金の額を上回った場合、月ごとに不足額を計算し、当該認定事業者と特定契約と締結するFIT電気買取事業者から不足額を請求する。

(積み立てられた解体等積立金の額等の開示)

第18条 本機関は、第15条第1項の決定及び前条の処理を行った場合は、各認定事

業者に対し、本機関に積み立てられた解体等積立金の額その他必要な事項について積立金管理業務を行う情報処理システムにより開示する。

第5章 積立金管理業務の実施方法（取戻し）に関する事項

（認定事業者等からの取戻し申請に対する審査及び解体等積立金の取戻し額の決定）

- 第19条 本機関は、法第15条の9及び施行規則第13条の7の規定により、認定事業者等が本機関に積み立てた解体等積立金の全部又は一部を取り戻すための申請を受け付けた場合には、申請内容の審査を実施し、解体等積立金の取戻し額を決定する。
- 2 本機関は、認定事業者等による解体等積立金の全部又は一部の取戻し申請に際して、施行規則様式第7の2の申請書及び必要書類の提出を求める。また、申請書及び必要書類の提出は、本機関の提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにて受け付けるものとする。

（自治体等からの取戻し申請に対する審査及び解体等積立金の取戻し額の決定）

- 第20条 本機関は、自治体等が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の法律の規定により再生可能エネルギー発電設備の除去その他の措置を講じた場合において、法第15条の10及び施行規則第13条の7により、当該措置に要した費用に充てることを目的として、その費用の額の範囲内で、本機関に積み立てられた解体等積立金を当該認定事業者等に代わって取り戻すための申請を受け付けた場合には、申請内容の審査を実施し、解体等積立金の取戻し額を決定する。
- 2 本機関は、自治体等による解体等積立金の全部又は一部の取戻し申請に際して、施行規則様式第7の3の申請書及び必要書類の提出を求めるものとする。また、自治体等からの取戻し申請については、認定発電設備に係る認定事業者等及び本機関にあらかじめ通知することを取戻しの条件とする。

（審査結果及び解体等積立金の取戻し額の通知）

- 第21条 本機関は、第19条及び前条の規定による審査結果及び決定した取戻し額を認定事業者等又は自治体等に対し電子メール又は積立金管理業務を行う情報処理システムにより通知する。

（解体等積立金の取戻し方法）

- 第22条 本機関は、認定事業者等又は自治体等の指定する銀行その他の金融機関口座への振込みにより解体等積立金の取戻しに対応する。
- 2 前項の振込みに要する費用は、本機関の負担とする。

（適切な解体等が行われたことの確認）

- 第23条 本機関は、適切な解体等が実施されたことの確認及び適正な積立金の残高管理のため、認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てるとして解体等積立金を取り戻した場合であって、かつ、取戻しの申請時において解体等の実施が未了であったときには、解体等の実施が完了したことが確認できる資料について情報処理システム上で受け付ける。
- 2 本機関は、解体等の実施が完了し解体事業者への支払が完了した時点で、速やかに情報処理システムで工事完了登録を行うことを求めるものとし、工事完了予定日

を過ぎても工事完了登録されていない場合は、その旨を経済産業大臣に報告する。

第6章 積立金管理業務の実施方法（その他）に関する事項

（積立金残高確認書の発行）

第24条 本機関は、認定事業者からの求めにより、各認定事業者の解体等積立金の累計残高及び再生可能エネルギー発電設備ごとの解体等積立金の残高が記載された積立金残高確認書を発行する。

（内部積立てから外部積立てへの変更に伴う本機関の対応）

第25条 本機関は、内部積立ての認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画が内部積立ての基準を満たさなくなり、施行規則第6条の2第6項の規定により、その積立方法について内部積立てから外部積立てへの変更認定がされた場合には、当該時点で外部積立てすべき額を含む必要な事項を経済産業省から受領し、当該認定事業者に対して外部積立てをすべき解体等積立金相当額の本機関への納付を求めるものとする。

- 2 本機関は、前項の外部積立てをすべき解体等積立金相当額について、認定事業者から、本機関が指定する銀行口座への振込みにより納付を受け付ける。
- 3 前項の振込みに要する費用は、認定事業者の負担とする。

（取戻し積立金差額の積立て）

第26条 本機関は、「廃棄等費用積立ガイドライン」により、解体等積立金の取戻しを行った認定事業者等が、実際に解体した太陽光パネルの量が積立金取戻し時に予定していた太陽光パネルの量より少ないことを工事完了登録時に確認した場合には、当該認定事業者等に対し、本機関に本来の取戻し可能額と実際の取戻し額の差額を納付することにより、その差額を積み立てることを求める。

- 2 本機関は、前項の取戻し額の差額について、認定事業者等から、本機関が指定する銀行口座への振込みにより前項の差額の納付を受け付ける。
- 3 前項の振込みに要する費用は、認定事業者等の負担とする。

（解体等積立金の追加取戻し額の決定）

第27条 解体等積立金の取戻しを行った認定事業者等において、実際に解体等を実施した太陽光パネルの量が積立金取戻し時に予定していた太陽光パネルの量より多い場合には、当該認定事業者等は、本機関に積み立てた解体等積立金を追加的に取り戻すための申請をすることができるものとし、本機関は、申請内容の審査を実施し、解体等積立金の追加取戻し額を決定する。

- 2 本機関は、認定事業者による前項の解体等積立金の追加取戻し申請に際して、施行規則第13条の7様式第7の2による申請書の提出を求める。

（解体等積立金の納付の遅延に伴う督促等）

第28条 本機関は、解体等積立金の不足額を認定事業者に対して請求する場合において、認定事業者が納付期限までに解体等積立金を納付しないときは、督促状により、期限を指定して、納付を督促する等必要な措置を講じる。

- 2 本機関は、認定事業者が前項の督促状に示す期限までに解体等積立金を納付しない場合、経済産業省大臣に対して当該認定事業者を報告する。

第7章 解体等積立金の運用の方法に関する事項

(基本方針)

第29条 本機関は、解体等積立金の運用において、法の目的に則り、安全性と管理の透明性の確保に万全を期すものとする。

(区分経理)

第30条 本機関は、電気事業法第28条の5第1項第3号の規定及び本機関の会計規程により、積立金管理業務に係る経理と積立金管理業務以外の業務に係る経費とを明確に区別して管理する。

(解体等積立金の運用)

第31条 本機関は、法第15条の15及び余裕金運用業務の細則に関する規程の第5条に規定する方法により、解体等積立金を運用することができる。

2 前項に規定する方法による運用収入は、積立金管理業務費用に充てるものとし、他の費用に流用しない。

(残高の報告)

第32条 本機関は、毎月1回その他必要があるときは、解体等積立金の積立残高を経済産業大臣に報告する。

第8章 積立金管理業務に関する秘密の保持に関する事項

(秘密保持義務)

第33条 本機関の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、積立金管理業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(文書の保存における秘密の保持)

第34条 本機関は、積立金管理業務に関して知り得た秘密及び個人情報を記載した文書や電子媒体等について、適切に保存する。

3 文書管理規程第5条に規定する文書管理者は、同規程により、文書の保存の適切な実施のため、必要かつ十分な措置を講じる。

(情報の管理)

第35条 情報管理については、本機関の業務規程第8条の規定による。

(業務委託先における秘密の保持)

第36条 本機関は、業務の一部を本機関以外の者に委託しようとするときは、本機関の情報管理規程第37条、第38条及び第39条の規定により必要な対策を講じる。

第9章 積立金管理業務に関する公正の確保に関する事項

(法令等の遵守)

第37条 本機関の職員は、本機関の業務規程の別紙2-1で定める職員行動規範第1条の規定により、関係法令、定款及び業務規程等を遵守し、常に高い倫理観と社会的な良識をもって行動するとともに、本機関の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努める。

2 本機関の理事長、理事、及び理事会は、法令等の遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、法令等が遵守されるように取り組む。

(監査)

第38条 本機関は、積立金管理業務が適正に行われていることについて検査するため、監査を原則として毎年度実施する。

第10章 積立金管理業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項

(帳簿及び書類の保存)

第39条 帳簿及び書類は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、適切に保存する。

(1) 法第15条の16の帳簿

(2) その他積立金管理業務を記録する書類

2 前項第1号の帳簿は、事務所内において、適切に保存する。

3 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録し、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(災害等に備えた管理)

第40条 本機関は、帳簿及び書類の保存について、災害等に備えた管理としてデータバックアップ等を行う。

第11章 その他積立金管理業務に関し必要な事項

(実施細則)

第41条 本機関は、この規程に定めるもののほか、積立金管理業務の実施に関し必要な事項について、細則を定めることができる。

2 本機関は、前項の細則を定めたときは、経済産業大臣に提出するものとする。細則を変更したときも同様とする。

附 則

(施行期日)

本規程は、令和4年4月1日から施行する。